

報告第 3 3 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 1 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

鹿浜区民事務所の損害賠償請求案件に関する和解について、地方自治法180条1項の規定により、次のとおり専決する。

令和2年12月4日

足立区長 近藤 弥生

鹿浜区民事務所の損害賠償請求案件に関する和解について

足立区は、鹿浜区民事務所の損害賠償請求案件について、下記により和解する。

記

- 1 相手方
足立区鹿浜在住者
- 2 和解の内容
別紙和解書のとおり

和解書

足立区（以下「甲」という。）と相手方（以下「乙」という。）相続人（以下「丙」という。）は、下記事故（以下「本件事故」という。）に関し、次のとおり和解する。

記

平成21年11月6日午後2時55分頃、乙が、自己所有の事業用自動車を運転し、東京都足立区鹿浜六丁目8番1号所在の足立区鹿浜センター駐車場に駐車する際に、ブレーキとアクセルを踏み間違え、車止めを越えて同センター北面ガラス窓に衝突し、同ガラス窓等を破損した事故

以上

- 1 丙は、甲に対し、本件事故に係る乙の甲に対する損害賠償債務（以下「本件債務」という。）の元金1,694,490円の支払義務があることを認める。
- 2 丙は、前項の元金1,694,490円を、令和2年12月25日限り、甲所定の納付書により支払う。
- 3 丙が第1項の元金1,694,490円の全額を第2項の期限までに遅滞なく支払ったときは、甲は、本件債務に係るその余の請求を放棄する。
- 4 丙は、本和解書の存在及び内容を、みだりに第三者に口外しないものとする。
- 5 甲及び丙は、甲と丙との間には、本件事故に関し、本和解書に定めるものの他に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解書2通を作成し、甲と丙各自が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年12月 日

甲：東京都千代田区平河町一丁目1番8号
麹町市原ビル9階
豊島総合法律事務所
足立区代理人 弁護士 豊島 國史

丙：住所

氏名